

北九州市小倉城管理運営要綱

第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市小倉城（以下「小倉城」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、小倉城の有料入場区域内について規定するものとする

(開館時間)

第3条 小倉城の各階の名称、供用時間及び休業日は、次のとおりとする（規則第1条別表第1（第1条関係）のとおり）。

各 階 の 名 称	供 用 時 間	休 業 日
1階～3階 常設展示ゾーン	（4月1日から10月31日まで） 午前9時から午後6時まで	12月29日から
4階 企画展示ゾーン		
5階 展望ゾーン	（11月1日から翌年の3月31日まで） 午前9時から午後5時まで	同月31日まで

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の供用時間及び休業日を変更することができる。

第2章 一般入館

(入城料)

第4条 入城料は、次のとおりとする（条例第6条第3項別表第3の額の範囲内で、小倉城の指定管理を受けた者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を受けて定めた額のとおり）。

		大 人		中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童
個 人	1 人	一般	5 0 0 円	3 0 0 円	1 5 0 円
		市内居住者	4 0 0 円		
団 体 (団体 30 人以上)	1 回	4 0 0 円		2 0 0 円	1 0 0 円

2 特別の催物を開催する場合の入城料は、1 人 1 回 1, 0 0 0 円以内の額で指定管理者が市長の承認を受けて定めた額とし、市長はその額を告示する。

3 小倉城、小倉城庭園及び松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入城料は、次のとおりとする（条例第 6 条第 3 項別表第 3 の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めた額のとおり）。

		大 人	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童
個 人	1 人 1 回	3 0 0 円	1 8 0 円	9 0 円

（入城料の減免）

第 5 条 次の各号の一に該当する場合は、条例第 7 条に基づき入城料を全額免除とする。

- (1) 知的障害者で、療育手帳を交付された者
- (2) 身体障害者で、身体障害者手帳を交付された者
- (3) 戦傷病者で、戦傷病者手帳を交付された者
- (4) 精神障害者で、精神障害者保健福祉手帳を交付された者
- (5) マスコミ等の取材で、小倉城や本市の P R に役立つと考えられるもの
- (6) 本市を視察等の目的で来北した者を対象とし、行政内部からの申請によるもの
- (7) 北九州市内の小中学校の児童又は生徒が、学校教育課程の一環として当該小中学校教員の引率のもとに入城するときの児童等及びその引率者
- (8) 北九州市内の幼稚園又は保育所の園児が、幼稚園教育課程又は保育所行事の一環として当該幼稚園教員又は保育所職員の引率のもとに入城するときの引率者
- (9) 北九州市免許返納特典カードの交付を受けたものが使用するとき（発行から 1 年以内の当該カードを提示して、使用の承認を受けた場合に限り、利用回数 6 回を限度とする）

2 公的機関が発行した、北九州市の 6 5 歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、マイナンバーカード等）を提示した者の入城料については、大人の個人入城料の 7 割減免とする（10 円以下切り捨て）。

- 3 公的機関が発行した、福岡市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、マイナンバーカード等）を提示した者の入城料については、大人の個人入城料の7割減免とする（10円以下切り捨て）。
- 4 公的機関が発行した、熊本市及び鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、マイナンバーカード、等）を提示した者の入城料については、大人の個人入城料の7割減免とする（10円以下切り捨て）。
- 5 公的機関が発行した、下関市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、マイナンバーカード等）を提示した者の入城料については、大人の個人入城料の7割減免とする（10円以下切り捨て）。
- 6 その他、事業上特に必要であると認める者については、減免することができる。
- 7 前項の場合、減免率はその都度決定する。
- 8 第1項第6号～8号に該当する場合、入城を希望する者は「小倉城減免申請書（第1号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。
- 9 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級から4級の者に限る。）が使用するときの付添人の入城料は、当該手帳の交付を受けた者と同じに取り扱うものとする。

（入城料の不返還）

第6条 既納の入城料は、返還しない。ただし、入城者の責任によらない理由により使用できない時は、既納の入城料を返還する。

（入城の制限）

第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、入城を拒み、又は退城を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行う者 ただし、営利を目的とした販売行為は一切許可しない。
- (6) 城内で火気を使用する者
- (7) 指定の場所（5階展望ゾーン）以外の場所で飲食を行う者
- (8) 喫煙を行う者

(9)動物（ただし、盲導犬を除く）及び危険品を持ち込む者

(10) その他施設の管理上支障がある者

第3章 企画展示ゾーン

（使用の申請及び承認等）

第8条 企画展示ゾーンを使用する者は、「小倉城『企画展示ゾーン』使用許可申請書兼許可書（第2号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が主催する企画事業のほか、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けた者の使用は、1回の使用につき1ヶ月以内とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

3 管理上、特に必要がある場合は、条件を付して使用を承認することができる。

（企画展示来訪者の入城料）

第9条 企画展示への来訪者であっても、第4条で定めた入城料を、入城時に支払わなければならない。

2 ただし、企画展示主催者が、入城整理券を発行し、30人以上になった場合は、第4条で定めた団体料金を適用する。

（企画展示ゾーンの利用時間）

第10条 企画展示ゾーンの利用時間は、第3条で定めた小倉城供用時間内とする。

（企画展示物の保護）

第11条 企画展示物の保護のため、主催者は必ず、企画展示ゾーンに常駐しなければならない。

2 来場者による展示物のき損については、北九州市及び指定管理者は、いっさい責任を負わない。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。

(2) 営利を目的とした販売行為をしないこと。ただし、指定管理者が主催する企画展示は除く。

(3) 飲食しないこと。

(4) 喫煙しないこと。

- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 設置しているパネル以外の壁・柱等に、はり紙、釘打ち等をしないこと。
- (7) 承認を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (8) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(使用の不承認及び取り消し等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備、器具等をき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、そそのかす等の行為を伴う使用をしようとしたとき。
- (2) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとしたとき。
- (3) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をしようとしたとき。
- (4) 危険物の使用を伴う使用をしようとしたとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる場合。
- (6) 葬儀等、観光施設として適さない使用をしようとしたとき。
- (7) 詐欺その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (8) 飲食、飲酒を伴う使用をしようとしたとき。
- (9) 喫煙を伴う使用をしようとしたとき。
- (10) 壁、柱等にはり紙・釘打ち等を伴う使用をしようとしたとき。
- (11) 動物（ただし、盲導犬を除く）を伴う使用をしようとしたとき。
- (12) 使用の目的のために認められた以外の物品を展示しようとしたとき。
- (13) 営利を目的とした販売行為をしようとしたとき。ただし、指定管理者が主催する企画展示は除く。
- (14) 承認を受けた設備及び器具以外のものを使用しようとしたとき。
- (15) 備品等を館外に持ち出そうとしたとき。
- (16) 宗教的宣伝活動のための使用をしようとしたとき。
- (17) 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例若しくは同条例に基づく処分に違反

し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(18) 建物、設備、器具等をき損するおそれがある使用をしようとしたとき。

3 前項の規定に基づく使用の承認を取消し、又は使用の停止によって、使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用が終わったとき、又は第11条2項の規定により、使用の承認の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額使用者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第15条 使用者は、企画展示ゾーンを使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、建物及び設備を滅失し、又はき損した場合、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

第4章 展望ゾーン

(使用目的)

第17条 指定管理者は、観光振興に資する目的をもった、会議、レセプション等（以下ユニークベニューという）で展望ゾーンを使用することができる。

2 ユニークベニューの使用にあたっては、小倉城の供用時間終了後とし、1回の使用につき1日以内とする。

3 ユニークベニュー使用にあたっての基準等については別に定めるものとする。

第5章 小倉城利用者に関する諸様式

(諸様式)

第18条 小倉城の利用に関する諸様式は、次のとおりとする。

(1) 小倉城減免申請書 第1号様式

(2) 小倉城「企画展示ゾーン」使用許可申請書兼許可書 第2号様式

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項に規定する小倉城、小倉城庭園及び松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入城料については、「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」の施行日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小倉城入城減免申請書

令和 年 月 日

様

団体名 _____

代表者名 _____

担当者 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

下記のとおり、小倉城の入城料について減免を申請します。

1. 日 時 令和 年 月 日 ()
: ~ :

2. 減 免 対 象 者 (学年)

大人 (市外居住者)	名 × 5 0 0 円 =	円
大人 (市内居住者)	名 × 4 0 0 円 =	円
中学校及び高等学校の生徒	名 × 3 0 0 円 =	円
小学校の児童	名 × 1 5 0 円 =	円
合計	名	円

3. 減 免 申 請 理 由 _____

4. 使 用 目 的 _____

※ 決 定 1. 減免しない
2. 条例第 11 条及び小倉城管理運営要綱第 5 条 _____ により
入城料 _____ / 1 0 0 減免する。

※ そ の 他 _____

★ 1 ~ 4 のみを記入してください。★当日は必ず申請書をご持参下さい。

小倉城「企画展示ゾーン」使用申請書兼許可書

令和 年 月 日

様

申請書 団体名称
代表者名

下記のとおり、施設の使用を申請します。（※太枠内のみ記入して下さい。）

催事等の名称			
催事等の概要			
使用希望期間	令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで		
連 絡 先	住所	〒	
	氏名	TEL	
備 考			

処理欄	令和 年 月 日		
	担 当	管理員	管理責任者

使用許可条件	◎「北九州市小倉城管理運営要綱」及び「企画展示ゾーン使用上の注意」を遵守すること。
	◎催事にかかる搬入・搬出日
	搬入日 令和 年 月 日 時 分から
	搬出日 令和 年 月 日 時 分から
	◎特記条件
	
	
	

企画展示ゾーン使用上の注意

企画展示ゾーンを使用する方は、下記のことを必ず守って下さい。下記の各号に違反した場合は、使用の承認を取消し、又は使用を停止する場合があります。

(1) 使用時間は、小倉城の開館時間内です。

(2) 使用期間は、原則として最長1ヶ月間です。

1ヶ月を超える使用をご希望される場合は、事前にご相談下さい。

(3) 展示物の保護等のため、主催者は、必ず企画展示ゾーンに常駐して下さい。

来城者による展示物のき損については、北九州市及び施設管理者は、いっさいの責任を負いかねます。

(4) 政治、宗教活動、善良な風俗を阻害する等の行為は禁止します。

(5) 催事物運搬車以外は、車の城内乗り入れはできません。

(6) 飲食・喫煙及び火気・危険物の使用はできません。

(7) 設置しているパネル以外の壁・柱等に対するはり紙、釘打ち等は、汚損・破損等の原因になるので固く禁じます。

(8) 企画展示ゾーン内で開催される企画展示への来訪者であっても、入場料が必要です。ただし、企画展示主催者が、入城整理券を発行し、30人以上になった場合は、入城料を団体料金扱いとします。

(9) 城内の備品を許可なく移動させないで下さい。

(10) 主催者は、使用を終了したときは、使用箇所を現状に回復して下さい。

(11) その他、企画展示ゾーンの使用について疑義がある場合は、「北九州市小倉城管理運営要綱」に従うほか、指定管理者の指示に従って下さい。

小倉城ユニークベニユー実施に関する基準

(趣旨)

第1条 小倉城指定管理者が、北九州市小倉城管理運営要綱第17条に定める展望ゾーンにて会議、レセプション等（以下、ユニークベニユーという）を実施する際の必要事項を定める。

2 ユニークベニユー実施にあたっては、市に計画書を提出し、実施後は報告書を提出するものとする。

(利用時間)

第2条 ユニークベニユーとして利用する際は、小倉城の供用時間終了後とする。なお、特別な事情がある場合は市と協議して決めるものとする。

(遵守事項)

第3条 ユニークベニユーとして利用する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 壁・柱等に貼紙や釘打ち等をしないこと。
- (3) 承認を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (4) 天守閣内の設置備品を館外に持ち出さないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) 火気の使用をしないこと。
- (7) 展望ゾーン以外での飲食を行わないこと

(禁止事項)

第4条 次の各号に該当する目的の利用は禁止とし、使用は認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの。
- (2) 建物、設備、器具等をき損するおそれがあるもの。
- (3) 犯罪行為又は犯罪を称え、あおり、そそのかす等の行為を伴うもの。
- (4) 物品の販売、その他これに類するような商行為を主目的としたもの。
- (5) 危険物の使用を伴うもの。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの。
- (7) 葬儀等、観光施設として適さないもの。
- (8) 宗教的及び政治的宣伝活動になると認められるもの。

(9) その他、管理運営上支障があると認められるもの。

2 前項の規定に基づき、使用を停止したことによって、指定管理者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第5条 指定管理者は、ユニークベニユーの使用が終わったとき、または第4条1項の規定により使用停止を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額指定管理者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 指定管理者は、企画展示ゾーンを使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第7条 指定管理者は、建物及び設備を滅失し、またはき損した場合、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

小倉城ユニークベニユー 使用計画書

令和 年 月 日

北九州市都市ブランド創造局
観光課長 様

申請書 団体名称
代表者名

下記のとおり、ユニークベニユーの実施を計画しております。

名 称			
利用団体			
概 要			
利用希望期間	令和 年 月 日 () 時 から 時まで		
連 絡 先	住所	〒	
	氏名	TEL	
備 考			

確認欄	令和 年 月 日			
	担 当	係長	課長	
条 件	◎「北九州市小倉城管理運営要綱」及び「使用上の注意」を遵守すること。			
	◎催事にかかる搬入・搬出日			
	搬入日	令和 年 月 日	時 分	から
	搬出日	令和 年 月 日	時 分	から
	◎特記条件			
				
				

ユニークベニユー利用時における展望ゾーン使用上の注意

ユニークベニユー利用時は下記のことを必ず守って下さい。下記の各号に違反した場合は、使用の承認を取消し、又は使用を停止する場合があります。

- (1) 小倉城は昭和34年に市民の熱意により再建された施設であり、貴重な歴史的・文化的遺産です。使用にあたっては、その品位を貶めたり、価値を損なったりすることがないように十分に注意を払ってください。
- (2) 小倉城は北九州市の行政財産ですので、その使用は、市の施策上必要と認められる場合に限りします。
- (3) 使用時間（搬入・搬出に必要な時間を含む）は、一般来城者の観覧の妨げにならないように、小倉城の供用時間の終了後とします。
- (4) 会議等の参加人数は展望ゾーンの収容人数（立食レセプションで50名程度）以下としてください。また、展望ゾーン以外の飲食は禁止します。
- (5) 営利行為、政治、宗教活動、善良な風俗を阻害する等の行為は禁止します。
- (6) 会場設営等に必要な運搬車以外は、車の城内乗り入れはできません。
- (7) 喫煙及び火気・危険物の使用はできません。
- (8) 設置しているパネル以外の壁及び柱等に対するはり紙、釘打ち等は、汚損・破損等の原因になるので固く禁じます。
- (9) 城内の備品を許可なく移動させないでください。
- (10) 使用を終了したときは、使用箇所を原状回復してください。
- (11) その他、使用について疑義がある場合は、「北九州市小倉城管理運営要綱」、「小倉城ユニークベニユー実施に関する基準」に従ってください。